

枚方市条例第 8 号

枚方市保健所事務手数料条例の一部を改正する条例

枚方市保健所事務手数料条例（平成25年枚方市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第20」を「別表第21」に改める。

別表第16の8の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

別表第20を別表第21とし、別表第19の次に次の1表を加える。

別表第20（第2条関係） 枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成25年枚方市条例第59号）関係事務

項	事務の区分	金額
1	枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項の規定による浄化槽保守点検業者の登録	1件につき34,600円
2	枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第3項の規定による登録証の書換え	1件につき1,600円
3	枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第4項の規定による登録証の再交付	1件につき2,100円

附 則 [令和8年3月10日公布]

(施行期日)

- 1 この条例中別表第16の改正規定は令和8年5月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

(枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

- 2 枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成25年枚方市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。